

平成22年秋季農作業労働標準賃金協定表

農業委員会では、秋季農作業労働標準賃金を次のとおり定めましたので、これを目安としてお互いの話し合いにより、取り決めを行ってください。

作業名		標準協定額	摘要	
一般農作業(男女共)		6,900円	8時間労働賄いなし	
耕うん	整備田	6,400円	10a当たり	状況の悪い所は、適宜加算する。
	未整備田	7,000円		
稲	バインダー刈	7,200円	10a当たり	紐代含む。 倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
	未整備田	8,200円		
刈	コンバイン刈	15,600円	10a当たり	結束の場合(10a当たり) 1,000円+紐代実費 倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
	未整備田	18,600円		
稲脱穀	ハーベスター	8,200円	10a当たり	倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
もみ運搬		6円	1kg当たり	

(消費税込み)

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎62-0715

行政書士無料相談会

相続・遺言・悪徳商法被害などの相談に無料で応じます。

○対面相談

●とき 10月9日(土) 10:30~15:00

ところ 米子駅前サティ4階
米子市男女共同参画センター会議室
(米子市末広町311)

●とき 10月20日(水) 10:00~13:00

ところ 南部町立図書館(西伯郡南部町法勝寺342)

○電話相談

とき 10月1日(金)

10:00~15:00

電話番号 0857-26-1532

【問い合わせ先】 鳥取県行政書士会事務局 ☎0857-24-2744

全日空チャリティ大歌舞伎 招待ペア券1,100組2,200名様分をプレゼント

とき 11月16日(火)

昼の部 13:00開演 夜の部 18:00開演

ところ 米子コンベンションセンターBIG SHIP

出演 坂東三津五郎、尾上松緑ほか

演目 「浦島」「泥棒と若殿」「身替座禅」

応募方法 ハガキに、①希望の公演(昼の部または夜の部)

②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤職業 ⑥電話番号 ⑦同行者の氏名 を明記の上、ご応募下さい。

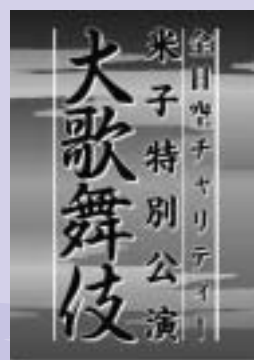
応募先 〒683-8520米子市両三柳3060番地

新日本海新聞社西部本社 営業事務局事業課「全日空チャリティ大歌舞伎」係

主催 全日本空輸株式会社、新日本海新聞社、(財)とっとりコンベンションビューロー

※公演当日に、地域伝統文化支援を目的とした募金活動を行い、後日県内の団体へ寄附します。

【問い合わせ先】 新日本海新聞社 西部本部 ☎34-8813



応募締切
9月30日(木)
当日消印有効

2010 国勢調査

平成22年10月1日は
国勢調査を
実施します



調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。皆様のご協力をお願いします。

●国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

●平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

●調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉・雇用対策・生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

●9月23日から、調査員が順次世帯を訪問して調査票を配布します。記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、伯耆町役場に郵送提出していただきます。

【問い合わせ先】

地域再生戦略課 町づくり推進室 ☎68-3113

元気アップ教室 開催のお知らせ

～プールコース(平成22年度 第3期)～

膝や腰への負担が少ない水中で、ウォーキングなどの健康づくり運動を実施します。お気軽にご参加ください。



とき 10月5日～12月14日の
毎週火曜日

(11月23日を除く、10回)
10:00～11:30

ところ 岸本温泉ゆうあいパル内プール
対象 20歳以上で伯耆町在住の方
(高血圧症・心疾患などの方は必ず医師にご相談のうえ、お申込みください)

定員 15名

参加料 2,000円
※初回教室時に集金します。
(別途、ゆうあいパル利用料が教室1回につき300円必要です。)

申込期限 9月17日(金)午前中
※申込み多数の場合は、過去2年間の参加回数が少ない方を優先します。

【問い合わせ・申込み先】

総合福祉課 健康増進室 ☎68-5536

子ども手当の手続きはお済ですか？

平成22年4月から児童手当に代わり、“子ども手当”制度が始まりました。“子ども手当”は対象が拡大され、今まで児童手当を受給していなかった方も、認定請求手続きをすることで支給対象となります。

本来、手続きをされた翌月分からの支給ですが、下記の方は本年9月末までに手続きをされると、遡って本年4月分からの支給となります。まだ手続きをされていない方は、お早めに手続きをしてください。

《認定請求手続きが必要となる方》

- ・中学2・3年生の子どもを養育されている方
- ・所得制限により児童手当を受けていなかった方

※公務員の方は職場で手続きをしてください。



【問い合わせ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534